

## 「行政評価等プログラム」とは・・・

- ⇒ 各府省の政策や業務の実施状況に係る**調査のテーマを始め**、行政評価局の3機能である①行政評価局調査、②政策評価の推進、③行政相談について**当面の運営方針及び重点**を定めるもの

### 行政評価局調査

- 令和2年度は、**生活者の視点**も含め客観的な観点から行政の実態や課題を把握し、**行政自らの改善につなげる**ことを重視
- **問題意識を絞った短期集中型の調査**を含め、**計11本**の調査を実施予定
- 調査結果は、原則**電子的なデータで公表**。また、調査により得られた国民、地域等にとって**有益と考えられる情報**を、**随時のレポート**などの方法により公表

### 政策評価の推進

- 各行政機関、学識経験者及び総務省が連携して行う**政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究**を実施し、**各行政機関の政策改善を支援**
- 実証的共同研究により得られた**知見を蓄積、整理し**、**各行政機関における証拠に基づく政策立案（EBPM）の実践**を後押しするために活用

### 行政相談

- 行政相談委員が、地域社会における行政上の課題等を把握するとともに、国民に対して身近な施策等の情報を提供できるよう、**行政評価局と行政相談委員との協働を推進**
- 行政相談活動を通じて抽出された行政上の課題について、行政苦情救済推進会議や行政評価局調査の機能を活用して**行政の制度・運営の改善を推進**
- 外国人との共生社会の実現に資するため、**相談窓口における多言語対応を推進**

### 業務の質の向上

- 本質的な業務の質の向上のため、ウェブ会議の活用等による機動的な業務の実施や、専門的な人材開発、地方公共団体との職員相互派遣など外部とのネットワークの強化に積極的に取り組む

# 令和2年度以降の行政評価局調査予定テーマ

(参考)

## 【令和2年度】

(早期に着手するもの)

### ○子育て支援(産前・産後の支援)

妊娠期から出産後にわたり切れ目のない支援を提供できる体制の整備を推進する観点から、地域における産前・産後の支援の実施状況等について実態を把握し、課題の整理を行う。

(調査事項:支援が必要な対象者の把握状況、産前・産後の支援の状況)

### ○第4種踏切道の安全確保

第4種踏切道における安全の確保を推進する観点から、第4種踏切道の現状、その安全対策の実施状況等について実態を明らかにする。

(調査事項:第4種踏切道の現状、第4種踏切道の安全対策の実施状況等)

### ○都道府県指定文化財(美術工芸品)の保護・承継

都道府県指定文化財を保護し、確実な承継を図る観点から、都道府県における指定解除の状況や区域外への移動に係る対応状況等の実態を明らかにし、課題の整理を行う。

(調査事項:都道府県における指定文化財の区域外移動及び指定解除の現状、都道府県における区域外移動に係る対応状況)

(左記以外のもの)

◎不登校、ひきこもりの  
子供・若者支援

○指定管理者制度

○涉外戸籍

○遺留金

○災害廃棄物対策

○自衛隊の災害派遣

○火山防災対策

○木質バイオマス発電を  
めぐる木材の需給状況

## 【令和3年度以降】

○子ども・子育て支援  
(子どもの放課後)

○高齢者の居住の安定

○マンション管理

◎地理空間情報

○国の手数料等の納付  
方法(キャッシュレス)

○生活エリアにおける  
交通安全

○防災気象情報

○海洋汚染対策

○都市農地の保全・活用

○森林経営管理

○スマート農業

- ・ 個別に掲げたテーマ以外にも、関係機関の要請等を踏まえた連携調査を実施。当面、マイナンバーカードの普及、ワンストップ化やIT活用を通じた国民の事務負担軽減をにらみ、必要に応じて行政手続の実態を調査
- ・ 状況に応じて、機動的な調査を実施
- ・ 調査テーマについては、年度途中においても必要に応じて見直し
- ・ 感染症対策については、新型コロナウイルス感染症に係る関係府省の取組状況等を見極めつつ、調査の実施を検討

(注) 「◎」は「総務省が行う政策の評価」を、「○」は「行政評価・監視」を示す。